

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

日常の相談から切実な相談へ

5月の相談は82件でした。5月に多かった記帳相談は、記帳講習会の受講者や複式簿記による記帳の相談です。また記帳や労働保険から他の相談につながり、一人の会員から複数の相談を受けるケースもあります。幅広く相談を受ける民商の「ワンストップ相談窓口」の特徴が表れています。切実な相談では、大阪府域地方税徴収機構、京都地方税機構に住民税の滞納を移管された相談や、約1500万円の売掛金未回収、道路建設に伴う収用の代替地の交渉、交通事故による長期休業などです。6月も相談を継続しています。解決した相談では、営業しながら生活保護を無事受給できるようになったと感謝と報告の連絡がありました。相談活動と組織建設の一体化が今年の吹田民商の大きな方針の一つです。民商のこれまでの実績に確信をもって、組織建設に取り組みましょう。

経営	記帳	29	社会保障	国保	1
	経営	5		社会保険	3
税金	自主申告	2	生活	労働保険	15
	滞納	2		医療費	1
	調査	1		介護保険	1
金融	条件変更	1	生活保護	1	
共済	給付	6	その他	12	
	健診	2	合計	82	

労働保険手続き		全商連共済会給付請求		
従業員	喪失離職	2	入院見舞金	2
	資格取得	8	安静加療見舞金	1
	休業補償	3	長寿祝金	3
事業所	労災新規	1		

収支内訳書説明会 税務署の狙いを知って、返還行動へ

今年も吹田税務署から収支内訳書の提出のお願い(督促)が送られてきました。吹田民商では6月2日から各地域で収支内訳書説明会を開いて、税務署の送付の狙いや税金をめぐる情勢などを学習しています。千二地区公民館で参加した会員さんから感想をお聞きしました。

Kさん

収支内訳書は、書かなくてもいいものをわざわざ書かそうとは、税務署が資料を集めるためなんですね。気をつけます。

Oさん

自分のところは給料なので消費税負担が大きいな。消費税が上がったらかなわんですわ。

Iさん

前に購入した自主計算書で記帳していますが、インボイス制度は複雑ですね。

Mさん

森友学園問題に国税庁長官が関わっていたなんてとんでもないです。税金をどう考えているんでしょうか。

Sさん

脅しのような督促状を送りつけてきて、けしからんな。申告するときに収支内訳書をつけなかったんだからはつきりしとるやないかこれこそ税金の無駄遣いやんか。

収支内訳書返還行動

- ① 6月9日(金) 昼1時45分 勤労者会館
 - ② 6月9日(金) 夜7時 勤労者会館
 - ③ 6月13日(火) 昼1時45分 民商会館
 - ④ 6月13日(火) 夜7時 勤労者会館
- 収支内訳書の提出のお願い(督促)を返還する行動です。①④でご参加の方は、返信用封筒(ご自分の住所、氏名を宛先で記載し、82円切手を添付)をご準備ください。

伝言板

無料法律相談(要予約)

6月15日(木) 昼1時 民商会館
北大阪総合法律事務所の弁護士が対応します。

エクセル会計講習会

6月16日(金) 夜7時・23日(金) 夜7時 民商会館
エクセルが入ったノートパソコンを持参してください。1か月分の請求書や領収書、銀行の通帳をお持ちください。

なんでも相談会

7月3日(月) 夜7時から夜9時 豊一地区公民館
知り合いの方で相談が必要な方がいれば、この相談会をご紹介します。



お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに!